

○寒川町文化財保護条例施行規則

(昭和45年3月31日教育委員会規則第6号)

改正 昭和64年1月7日教委規則第1号 平成12年3月27日教委規則第6号
平成18年7月20日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町文化財保護条例(昭和45年寒川町条例第8号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18教委規則4・一部改正)

(重要文化財の指定申請手続)

第2条 条例第3条の規定により寒川町指定重要文化財(以下「指定重要文化財」という。)の指定を受けようとする者は、有形文化財は第1号様式、無形文化財は第2号様式により、それぞれ該当事項を記載した書類2通に当該文化財の最近の写真(キャビネ型)1枚を添えて、寒川町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請しなければならない。

(平18教委規則4・一部改正)

(重要文化財の指定書)

第3条 条例第3条の規定により重要文化財の指定をしたときは、当該文化財の所有者等に第3号様式の指定書を交付する。

2 指定書を亡失し、又は損傷したときは、第4号様式によりその再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するにたりる書類又は損傷した指定書を添えなければならない。

(所有者の変更等の届出手続)

第4条 条例第8条の規定により届出しようとするときは、第5号様式によらなければならない。

第5条 所有者は、住所を変更したときは、第6号様式により教育長へ届け出なければならない。

(平18教委規則4・一部改正)

(滅失、損傷の届出手続)

第6条 条例第9条の規定により届け出しようとするときは、第7号様式又は第8号様式によらなければならない。

(現状所在の変更の許可申請)

第7条 条例第10条の規定により許可を受けようとするときは、第9号様式によつて申請書を2通提出しなければならない。

2 教育長は、前項の許可をしたときは、他の1通にその旨を記入し、申請者に交付する。

(平18教委規則4・一部改正)

(補助金の交付申請)

第8条 条例第11条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、当該指定文化財の最近の写真(キャビネ型)1枚を添えて申請するものとする。

(平18教委規則4・全改)

(準用規定)

第9条 前各条は、指定史跡名勝天然記念物に準用する。この場合において「文化財」、「指定重要文化財」とあるのは、「指定史跡名勝天然記念物」と読みかえ

るものとする。

(平18教委規則4・一部改正)

(文化財保護委員会)

第10条 条例第13条に規定する文化財保護委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、会長が招集する。

5 前項の会議は、委員の半数以上の出席によつて成立し、議決は、出席委員の過半数で決する。

(平18教委規則4・一部改正)

第11条 この規則に定めるもののほか、文化財保護委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会に諮つたうえ会長が定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和64年1月7日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月20日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

寒川町指定重要文化財指定申請書

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第2号様式(第2条関係)

寒川町指定重要文化財指定申請書

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第3号様式(第3条関係)

寒川町指定重要文化財指定書

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平18教委規則4・一部改正)

第4号様式(第3条関係)

寒川町指定重要文化財指定書再交付申請書

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第5号様式(第4条関係)

寒川町指定重要文化財所有者変更届

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第6号様式(第5条関係)

寒川町指定重要文化財所有者等住所変更届

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第7号様式(第6条関係)

寒川町指定重要文化財滅失(損傷)届

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第8号様式(第6条関係)

寒川町指定重要文化財所在変更届

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)

第9号様式(第7条関係)

寒川町指定重要文化財現状変更許可申請書

[別紙参照]

(昭64教委規則1・平12教委規則6・平18教委規則4・一部改正)